

平成29年8月8日

バス事業者に対して行政処分を行いました

広島県のバス事業者である広島電鉄株式会社の仁保営業課の運転者が、平成29年1月26日に無免許運転（運転免許証の有効期限切れ）で乗合バスを運行した旨、同社から中国運輸局あて報告があったことを受け、同社の同営業課に対して、平成29年2月13日に監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が認められたことから、中国運輸局では、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車（乗合バス）の使用停止処分を行いましたので、お知らせします。

記

- 行政処分年月日：平成29年8月2日（処分権者 中国運輸局長 かわなか くにお 川中 邦男）
- 事業者の名称：広島電鉄株式会社（法人番号 9240001009470）
住所：（広島県広島市中区東千田町2丁目9番地29号）
代表者名：代表取締役社長 むくだ まさお 棕田 昌夫
- 処分対象営業所：仁保営業課（広島県広島市南区仁保沖町1番92号）
- 行政処分の内容：事業用自動車（乗合バス）の使用停止 40日車
（4両×10日間）
停止期間：平成29年8月8日から平成29年8月17日
- 違反の内容：運転免許の効力が停止していた運転者を乗務させていた。
（道路運送法第25条）
- 違反点数付与状況：4点（累積点数：4点）

【参考】乗合バスの処分状況（今回処分を含む。） ※中国運輸局管内の車両停止処分のみ

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
6件	4件	3件	2件	2件

【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室	広島運輸支局 自動車運送事業監査室
担当：片岡、鹿島	担当：橋本、藤原
TEL：082-228-3460	TEL：082-233-9167
FAX：082-228-3452	FAX：082-295-3508

【資料配付先】

【広島地区】：JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ